

川越市広告付き番号案内表示等システム設置事業者募集要領

川越市（以下「本市」という。）は、市民サービスの向上及び番号案内表示等の設置に係る費用の縮減を図るとともに来庁者への行政情報等の提供を行うため、広告付き番号案内表示等システムの設置事業者（以下「設置事業者」という。）を企画提案により募集する。

1 概 要

- （１）市役所本庁舎市民課等の窓口に、広告付き番号案内表示等システム（以下「システム等」という。）を設置し、行政情報及び企業広告等を放映する。
- （２）事業により設置される機器については、設置事業者の無償提供とする。
- （３）事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、設置事業者の負担とする。
- （４）事業の実施企業広告の広告料は原則事業者の収入とし、事業を円滑に運用するものとする。なお、システム等の設置に係る広告掲載料については別途提案できるものとする。

2 目 的

- （１）市民課等の窓口及び待合ロビーの利用環境の向上
- （２）市民課等の窓口及び待合ロビーの混雑緩和、待合時間の快適化
- （３）来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- （４）番号案内表示機等の設置・運用費用の削減

3 設置期間

令和７年１２月１日から令和１２年１１月３０日まで

4 設置場所及び導入機器

別紙「川越市広告付き番号案内表示等システム設置事業仕様書」のとおりとする。

5 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する事業者とする。

- （１）川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく令和７・８年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (2) 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。
- (3) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置等を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。
- (5) 租税の滞納がないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

6 参加手続きのスケジュール

公募開始（本市HP掲載）	令和7年8月 5日（火）
質問書の受付期間	令和7年8月 5日（火）から 令和7年8月19日（火）まで
質問書に対する回答書の公表	令和7年8月28日（木）
参加申込書・企画提案書提出期限	令和7年9月 5日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング審査※ ¹	令和7年9月中旬
審査結果発表（通知・本市HP掲載）	令和7年9月30日（火）
協定締結	令和7年10月下旬
運用開始	令和7年12月1日（月）

※1 書面開催の可能性有り

7 参加手続き

- (1) 募集要領等の入手方法については、川越市公式ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp>

トップ>産業・ビジネス>入札・契約>発注情報>プロポーザル案件

- (2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問書（様式3）により提出すること。

ア 質問書の受付期間

令和7年8月5日（火）から8月19日（火）午後3時00分
まで

イ 質問書の受付方法

川越市役所市民部市民課宛て、質問票をメールにより送信すること。

E-MAIL：shimin★city.kawagoe.lg.jp

（送信する際は、★を@に置き換えてください）

ウ 質問書に対する回答の公表

令和7年8月28日（木）

質問書の回答は一括して質問回答書としてまとめ、本市HPにおいて公表する。なお、質問の回答は、本募集要領の追加又は修正として、募集要領と同様に扱うこととする。

（3）参加申込書・企画提案書の提出

ア 提出期限

令和7年9月5日（金）午後5時15分まで

イ 提出先及び方法

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市役所 市民部市民課に持参又は郵送で提出すること。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

ウ 提出書類

① 参加申込書（様式1） 1部

② 会社概要（様式2） 1部

③ 納税証明書 1部

※直近何年度分との指定はしません。現在の法人の所在地を管轄する行政機関で発行を受けてください。（令和7年8月5日から令和7年9月5日までに取得した証明書）。

※税目は、法人税、消費税及地方消費税、法人県民税、法人事業税及び川越市が課税する法人市民税、事業所税となります。

④ 企画提案書 正本1部 副本10部

※副本には、社名を記載しないこと。

（書式は任意、用紙サイズはA4サイズとする。）

提案書に記載する主な記載事項は次のとおり

- ・システム等の仕様
- ・設置するモニター等の仕様

- ・映像の制作・放映方法・構成
- ・行政情報の作成・放映方法
- ・広告内容の審査体制
- ・システム等の設置に係る広告掲載料の提案
- ・その他、独自の提案
- ・事業者の業種
- ・類似事業の実績
- ・機器の設置、故障、問い合わせ等への対応体制
- ・保守点検等の内容及び頻度
- ・導入スケジュール

8 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施予定日

令和7年9月18日（木）

詳細については、電子メールにて通知する。

(2) 評価の割合

審査項目	評価項目	評価割合
提 案 書	① システム等の仕様 ② 設置するモニター等の仕様 ③ 映像の制作・放映方法・構成 ④ 行政情報の作成・放映方法 ⑤ 広告内容の審査体制 ⑥ システム等の設置に係る広告掲載料の提案 ⑦ その他、独自の提案	50/100
業務遂行能力	⑧ 事業者の業種	25/100
	⑨ 類似事業の実績	
維持管理体制	⑩ システム等の設置、故障、問合せ等への対応体制	25/100
	⑪ 保守点検等の内容及び頻度	

(3) 評価方法

提出された企画提案書に基づき、川越市広告付き番号案内表示等システ

ム設置事業者審査委員会により、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行う。

ア 各委員が評価を行い、総合点が最も高い事業者を設置事業者として選定する。

イ 最高評価の事業者が2者以上ある場合は、委員の投票により選定するものとする。

ウ 評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けないものとする。

エ 参加申込時の提出書類、実績等を総合的に判断し、事業者を選定する。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

10 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合には、川越市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。

11 担当課

川越市役所市民部市民課

住所 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-5739

FAX 049-225-5371

E-mail shimin★city.kawagoe.lg.jp

(送信する際は、★を@に置き換えてください)